

第 178 号	 J R 東労組バス関東本部	
発行日 2025. 3.18		J R 東労組ホームページ

バス関申第 10 号に対する回答②

6. 初任給を構成する資格給基礎額の改定を実施する目的を明らかにすること。また総合職採用社員のみを対象とした理由を明らかにすること。

回答) 急速な少子化と、社会全体の人材不足により、特に新卒者についての採用が厳しい状況であり、採用競争力の向上と若年層への待遇改善を実施するところである。

7. 車両整備従事社員を対象とする技能手当の改定を実施する目的を明らかにすること。

回答) 全国的な整備士不足、資格所持者の不足の深刻化への対応、また資格取得等の自己啓発意欲に応えるため実施するところである。

8. 昇進基準（規程）改正（2024 年 10 月改正）に伴う副長職新設による職務手当改定を実施する目的を明らかにすること。

回答) 将来の管理層への期待、本社においては副長として主体的に業務を遂行する職責の明確化を図るため実施するところである。

9. 昇進基準（規程）改正（2024 年 10 月改正）に伴う職名を変更する目的を明らかにすること。

回答) 貴側からの申第 3 号（2024 年 9 月 14 日）について、2024 年 10 月 18 日に会社から回答したとおり、2006 年 10 月以降の賃金制度社員（新制度社員）が既に 2006 年 9 月以前の賃金制度社員（旧制度社員）を上回る社員数となる中、新旧制度での職名を統一することで職制の統一を図ることとした。



J R バス 関東で働く仲間を一つに！